

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－

概要資料集



1(1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備

保育所や介護施設等における感染拡大防止

介護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

■ 支援の内容

① 都道府県の消毒液等購入費

- 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助

② 介護施設等の消毒経費

- 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒に必要な費用について補助



③ 地方自治体の広報・啓発経費

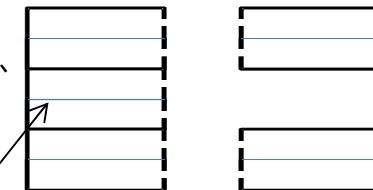
- 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、感染症予防の広報・啓発経費について補助
(例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ)



④ 介護施設等の多床室の個室化に要する改修費

- 事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費について補助

・可動の壁は不可
・天井と壁の間に隙間が生じることは不可



■ 支援のスキーム、実施要件（対象、補助率、補助上限額）等

対象施設	補助率	補助上限額	補助主体	活用財源
①～③ 全ての介護施設等	国2／3 都道府県1／3	なし	都道府県	地域医療介護総合確保基金 (介護施設等の整備分)
④ 入所系の介護施設等	定額補助	1定員あたり97.8万円	都道府県又は市区町村 (いずれも政令市・中核市を含む)	地域介護・福祉空間整備等 施設整備交付金

※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

障害者支援施設等における感染拡大防止対策に係る支援

事業概要

障害者支援施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する障害児のための小型マスクの卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

事業内容

(1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等

①衛生用品等の緊急調達

障害福祉サービス事業所等における感染予防に必要な障害児のための小型マスクや消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、障害福祉サービス事業所等へ配布するマスクを卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用について補助する。

②衛生環境改善事業

障害福祉サービス事業所等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

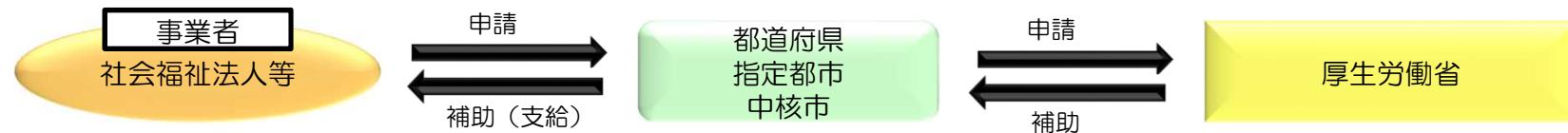
③感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害者に行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

(2) 障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

事業スキーム等



<実施主体、補助率>

- (1) 実施主体: 都道府県・指定都市・中核市
(2) 実施主体: 都道府県・指定都市・中核市

補助率: 10/10(定額)

補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/4、事業者: 1/4

児童福祉施設等における感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

【事業内容】

児童福祉施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、自治体が児童福祉施設等へ配布する消毒液や子ども用マスク等の卸・販社からの一括購入等や施設の消毒に必要となる経費等を補助する。また、感染が疑われる者を分離する必要がある児童福祉施設等において、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修費等について補助する。

【対象施設・事業】

(1)保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所（※）、認可外保育施設（※）
※ 居宅訪問型保育事業を除く。

(2)児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童相談所一時保護所 等

(3)子どもの生活・学習支援事業

【実施主体】(1)都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者、(2)都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市区町村、(3)都道府県、市区町村

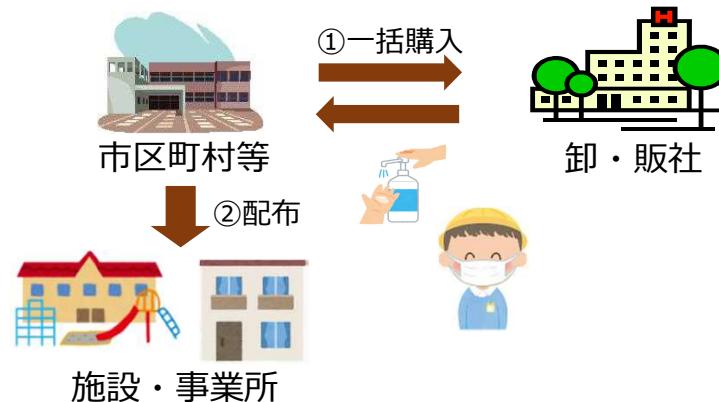
【補助基準額】(1)(3)500千円、(2)8,000千円（注1・2）

【補助割合】国：10／10（注2）

（注1）個室化の改修費を含む。

（注2）改修規模が大きいものは次世代育成支援対策施設整備交付金により支援（補助率：定額（国1/2相当）、補助基準額：上限なし）。

■事業所等への消毒液や子ども用マスク等の配布



■感染防止用の備品等購入



保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助する。

事業内容

(1) 保護施設等の衛生管理体制確保支援

①衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、市場における需給逼迫の状況を踏まえ、都道府県等が、保護施設等へ配布する消毒液等を卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用について補助する。

②衛生環境改善事業

保護施設等において、感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のために必要な消毒の実施に必要な費用について補助する。

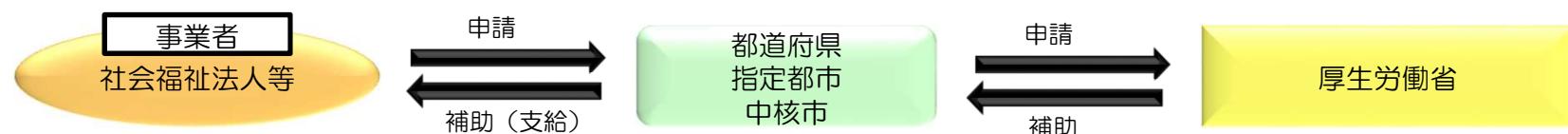
③感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が障害がある入所者、利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材の作成に必要な費用について補助する。

(2) 保護施設等の多床室の個室化に要する改修(※障害保健福祉部(社会福祉施設施設等施設整備費補助金)において計上)

感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修経費について補助する。

事業スキーム等



<実施主体、補助率>

(1) 実施主体: 都道府県・指定都市・中核市

補助率: 10/10(定額)

(2) 実施主体: 都道府県・指定都市・中核市

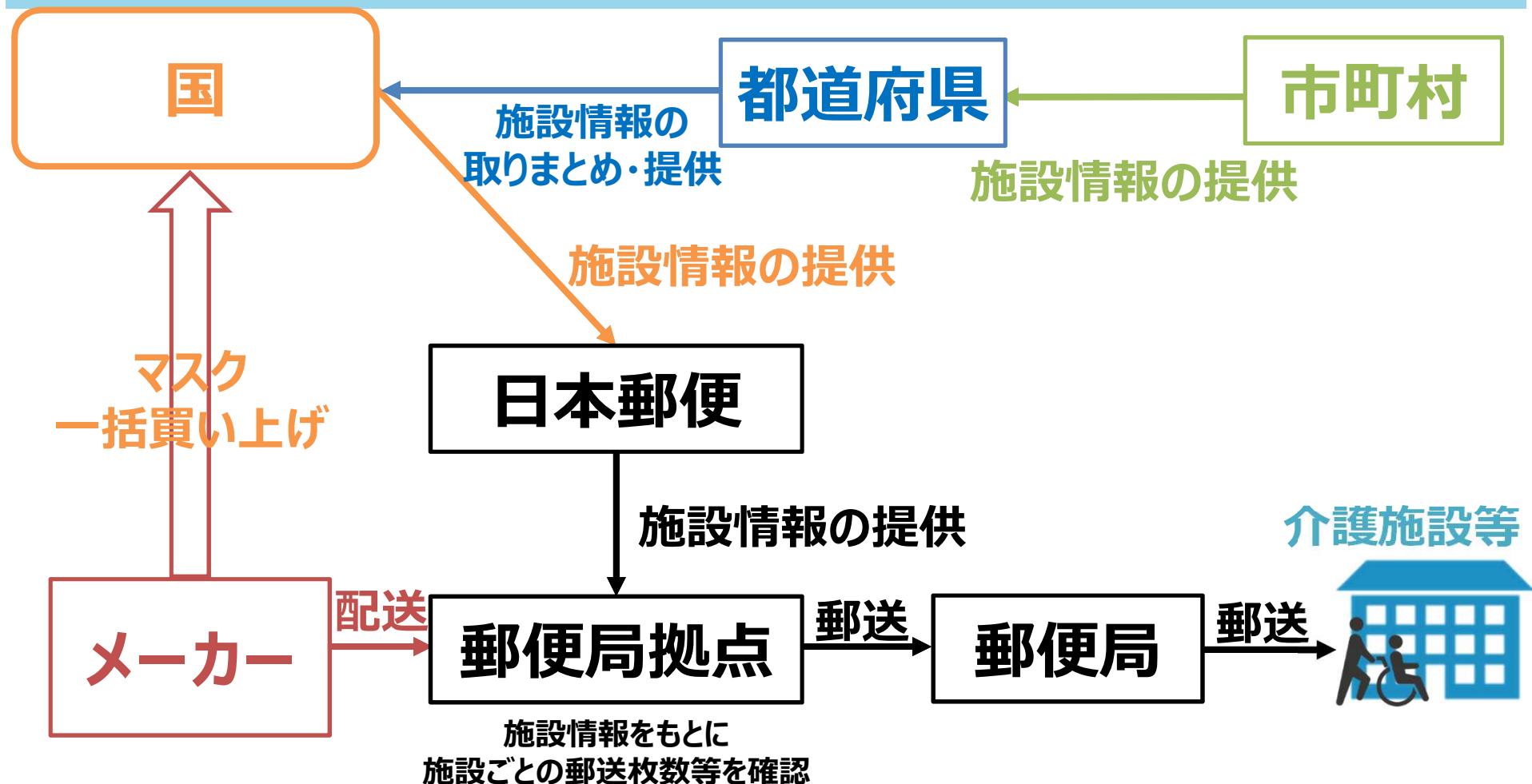
補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市:1/4、事業者:1/4

需給両面からの総合的なマスク対策

介護施設等に対する布製マスクの配布

令和元年度予備費要求額のうち
布製マスク分 113億円

- 洗濯することで再利用可能な布製マスクを2,000万枚、国が一括して購入。
- 介護施設や障害者施設、保育所、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどに対し、地方公共団体の協力も得つつ、少なくとも1人1枚を配布。

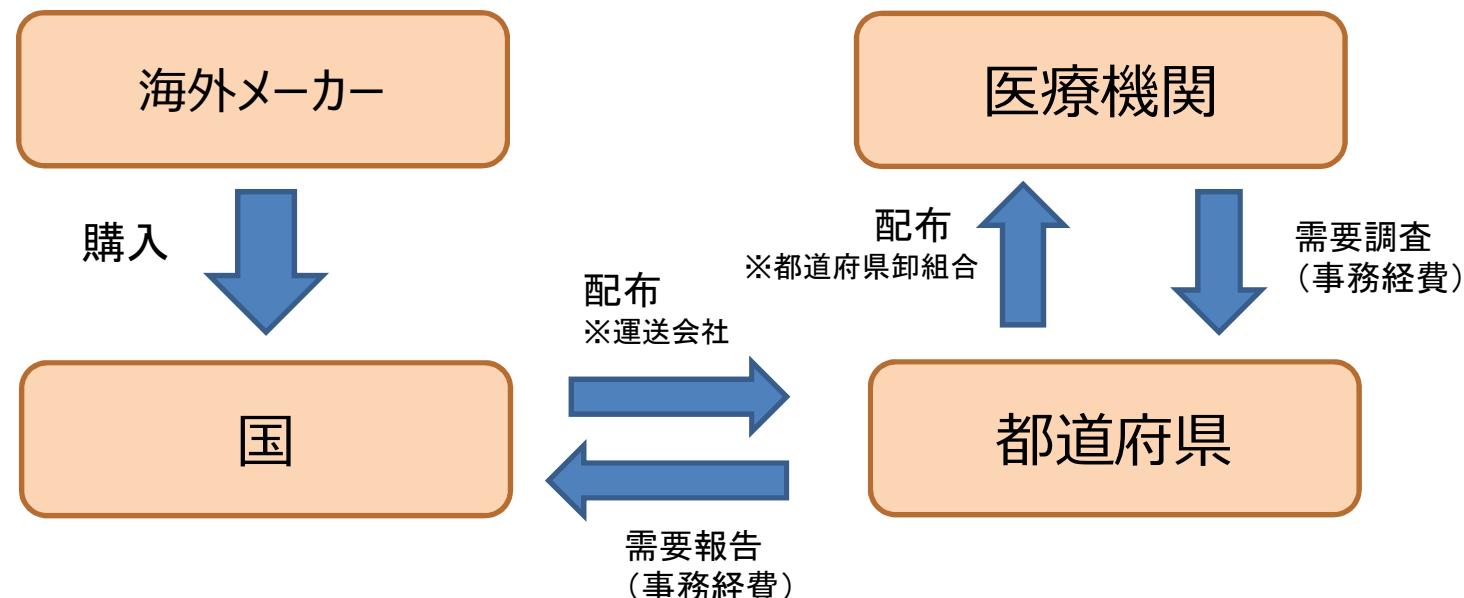


令和元年度予備費要求額のうち
サージカルマスク分 48億円

医療機関等に対するサージカルマスクの配布

事業概要

国内におけるサージカルマスクの需給が逼迫しており、感染症拡大防止の観点から、国がメーカーからサージカルマスクを一括して購入し、医療機関等へサージカルマスクを配布するもの。



PCR検査体制の強化

PCR検査に係る設備整備の支援について

PCR検査の実施状況

- PCR検査については、国立感染症研究所や検疫所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関において実施されており、検査を必要な患者が確実に検査を受けられるよう体制を整備している。
- 地方衛生研究所における検査体制の強化のため、リアルタイムPCR装置等の整備を支援している（補助率：1／2）。
- PCR検査の保険適用により、民間検査機関がより多数の検査を実施することが可能になると考えられる。

民間検査機関の検査体制強化

民間検査機関におけるリアルタイムPCR装置等の整備を支援することにより、検査能力の増強を図り、更なる検査体制の整備を進める。

予備費措置額：3.8億円（項）地域保健対策費（目）保健衛生施設等設備整備費補助金

補助率：1／2

医療機関



患者からサンプルを採取

検体を搬送

結果返却

検査機関



遺伝子を抽出
コロナウイルス特異的部位を増幅し検査

PCR検査：

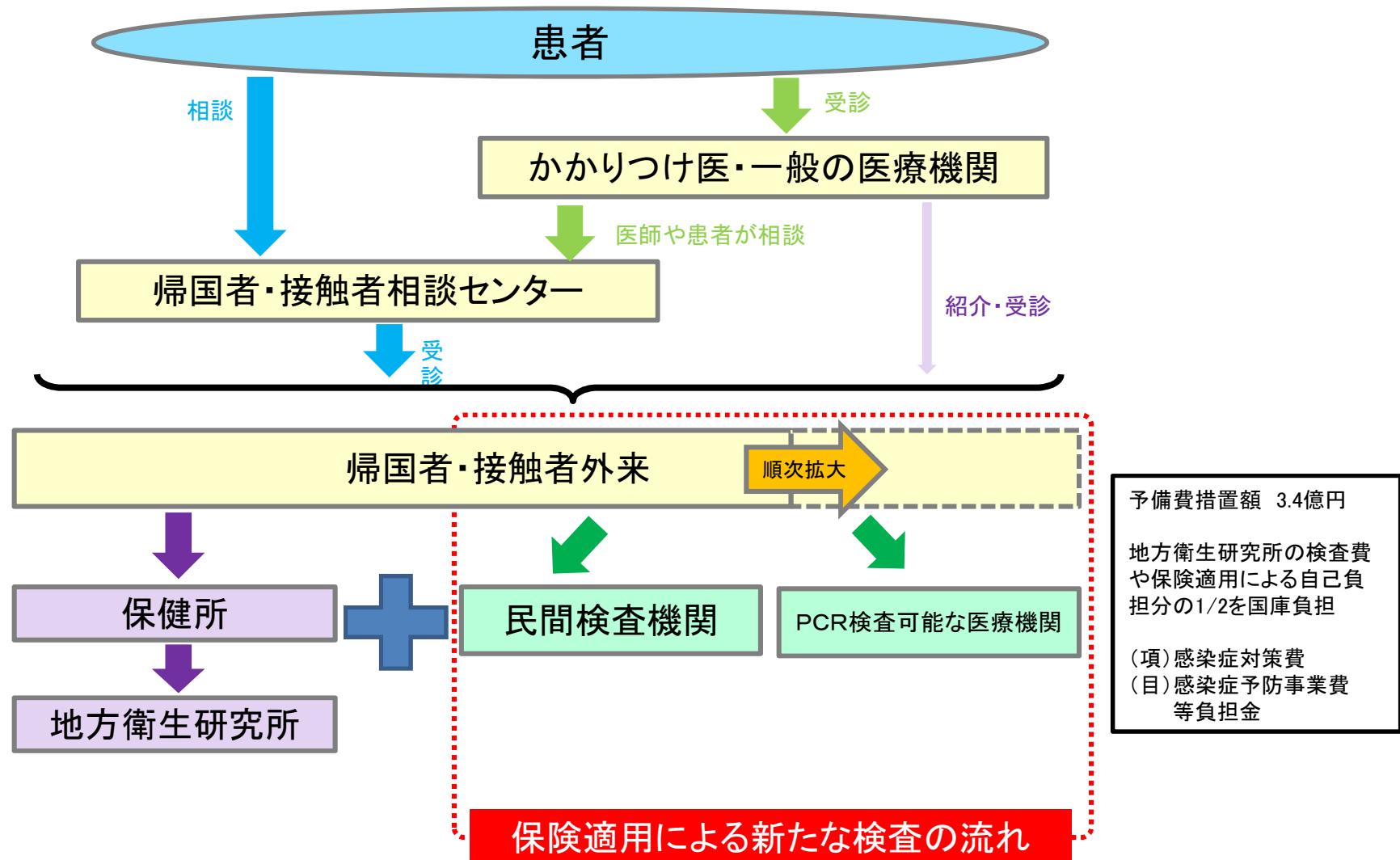
DNAを、その複製に関与するプライマー等を用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検出検査に汎用される。

リアルタイムPCR装置：

PCR検査において、DNA断片の増幅とその検出を行なう装置。迅速性に優れる。

新型コロナウイルスPCR検査の保険適用後の検査体制

- 保健所が検査の対象外と判断しても、医師の判断で直接検査機関等に検査委託することが可能。
- 院内感染防止、精度管理の観点から、帰国者・接触者外来で検査を行うよう依頼。
- 更に、今後は、民間の体制整備状況を踏まえ、保険適用による検査可能数の拡大を図る。



医療提供体制の整備

新型コロナウイルス感染症対策に係る病床確保の支援について

新型コロナウイルス感染症患者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づき当該患者を入院させるための病床の確保を行う。

【予算額】

予備費措置額 17億円

（項）感染症対策費

（目）疾病予防対策事業費等補助金

【補助率と対象経費】

補助率：1/2（国：地方＝1：1）

空床に係る経費：16,190円×空床日数

消毒に係る経費：当該消毒に要した額

【参考】

○新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。

【参考】

○新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で2,000を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

NHO、JCHO、NCGMにおける入院医療の提供体制の確保

目的

- ◆ 横浜港に寄港したクルーズ船において、新型コロナウイルス感染症患者、疑似症患者及び基礎疾患等により重篤な患者等の発生が一時的に多数見込まれ、入院先を確保することが急務となり、この緊急事態に対処するため、厚生労働省からの要請を受けた、NHO、JCHO及びNCGMの各病院は、当該クルーズ船からの患者等を入院させるための病床の確保を行うものである。

収入補填の対象期間

厚生労働省の要請を受けた日から令和2年3月31日までの期間とする。

予備費措置額

合計 2.1億円

(項) 医療提供体制確保対策費

(目) 医療施設運営費等補助金

補助率、基準額

・ 補助率：定額

・ 基準額：厚生労働大臣が必要と認めた額

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療提供体制の整備について

予備費措置額:17億円

(項)地域保健対策費

(目)保健衛生施設等設備整備費補助金

現 状

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）においては、新型コロナウイルス感染症患者については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととなっている。
- ただし、法第 19 条第 1 項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっている。
- 感染症指定医療機関における感染症病床以外又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させる場合、新型コロナウイルス感染症患者に対して適切な医療を提供するため、人工呼吸器等の設備整備が必要となる。



新型コロナウイルス感染症患者を入院させる医療機関における人工呼吸器、個人防護具等の設備整備を支援する。

対象設備	基準額	補助率
人工呼吸器及び付帯する備品	2,221,000円 × 厚生労働大臣が必要と認めた台数	
個人防護具	3,600円 × 厚生労働大臣が必要と認めた人数分	2分の1 (国 : 地方 = 1 : 1)
体外式膜型人工肺	14,000,000円 × 厚生労働大臣が必要と認めた台数	
初度設備費	133,000円 × 厚生労働大臣の認めた病床数	

※簡易陰圧装置 (4,320,000円 × 厚生労働大臣が必要と認めた病床数) は緊急対応策第 1 弹にて補助対象となっている。

NHO、JCHO、NCGMにおける人工呼吸器等の設備整備の支援について

予算費措置額：97.8億円 (項) 医療提供体制基盤整備費
(目) 医療施設等設備整備費補助金

1. 目的

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関に対し、人工呼吸器等、必要な設備整備等を行い、医療提供体制の構築を図る。

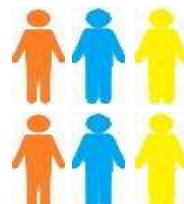
2. 交付対象

新型コロナウイルス感染症の診断、治療を行う独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構及び国立研究開発法人国立国際医療研究センター

3. 対象経費

医療機器等整備費（新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供に必要な医療機器等の購入費）

主な対象設備	基準額	補助率	必要性等
人工呼吸器	厚生労働大臣の必要と認める額	定額	新型コロナウイルス感染症患者等の呼吸管理に必要な人工呼吸器の整備を図る
簡易陰圧装置			空気除菌を行う簡易設置型陰圧装置を設置し、新型コロナウイルス感染症患者に対応できる体制整備を図る
区画扉			陰圧化していない他の病棟や、専用待合室への感染防止のため、区画扉を設置し、空気の遮断やセキュリティ対策を図る
陰圧ベッド			他の患者等への院内感染を防ぐ観点から、陰圧状態のカプセル型ベッドの整備を図る
初度設備費			新型コロナウイルス感染症患者等への医療提供にあたり、必要な防護服等の整備を図る



患者が大幅に増加する事態にも万全の医療提供体制を整備



治療薬等の開発加速

新興感染症流行に即刻対応できる研究開発プラットフォームの構築

「令和元年度第3回医療分野の研究開発関連の調整費の実行計画(令和2年2月27日健康・医療戦略推進本部決定)」において、「新興感染症流行に即応できる研究開発プラットフォームの構築」に25.0億円を配分。

新型コロナウイルス感染症流行に即応する治療薬の有効性確認等の研究開発を進めるとともに、新たな感染症流行に即応出来る研究開発プラットフォームを構築する。

1. 病原体及び感染性臨床検体等の解析基盤の整備及び感染症分野の創薬基盤の充実(18億円)
全国数箇所において、既存のBSL3ユニットを改修・整備し、単細胞解析装置などを設置する(うち1カ所にクライオ電子顕微鏡を設置)とともに、感染動物を取り扱える設備を更新・整備する。
2. 感染症ゲノム解析・免疫レバトア解析及び統合型データ共有(2億円)
現在流行する新型コロナウイルス感染症の患者及び感染者からの検体について、次世代シークエンサーによる解析を実施するとともに、患者の免疫レバトア解析を行い、臨床・疫学等の情報と統合し利活用出来る基盤を構築する。
3. ファビピラビル(アビガン)等臨床開発研究(3. 5億円)
既存抗インフルエンザ治療薬(ファビピラビル(アビガン)等)について多施設での臨床研究(軽症者等での有効性確認のための観察研究等)を速やかに開始する。
4. 新興感染症に対する研究開発に係る新規技術基盤の開発(公募)(1. 5億円)
新型コロナウイルス感染症及び新興感染症に係る創薬等研究開発において科学的・技術的課題や研究開発に係る新たなアプローチの必要性などを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等新興感染症に係る創薬等研究開発に求められる新たな技術基盤のシーズを広く公募により開発する。

(2)学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

保護者の休暇取得支援等

令和2年3月9日作成

※順次更新し、厚生労働省HP（小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援）に最新情報を掲載します。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (詳細版)

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

(2) 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度を創設します！**

【助成内容】

令和2年2月27日から3月31日において、

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

* 1日1人当たり8,330円を助成の上限とします。（大企業、中小企業ともに同様）

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等をした」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○ 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）
 - ★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校（後期課程）、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した者
- ・発熱等の風邪症状が見られる者
- ・新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者



- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い



- 「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校：学校の元々の休日以外の日
(※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外)
 - ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日
- 「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。
 - ・学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い



- ・対象となります。
なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無



- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○労働者に対して支払う賃金の額



- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。



小学校等の臨時休業等により子どもの世話が必要となる労働者に有給の休暇を取得させましょう！

◎申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続が決まり次第、早急にお知らせします。

◎制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、厚生労働省HPや都道府県労働局を通じてお知らせします。

新型コロナ 休暇支援 検索



厚生労働省・都道府県労働局

小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもたちの健康、安全を確保するための対策を講じるもの。

※雇用者の保護者向けには、別途、休暇取得支援を創設している。

●対象者

①又は②の子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方。

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等した小学校等(※)に通う子ども

※小学校等: 小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

●一定の要件

・個人で就業する予定であった場合

・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合

●支援額:就業できなかった日について、1日当たり 4,100円(定額)

●適用日:令和2年2月27日～3月31日

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除く。

※制度の詳細については、追って公表

個人向け緊急小口資金等の特例

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
⇒これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】

(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内 <u>学校等の休業等の特例 20万円以内</u>	10万円以内 <u>学校等の休業等の特例 20万円以内</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	<u>無利子</u>

【総合支援資金(生活支援費)】

(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 貸付期間:原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	<u>1年以内</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<u>無利子</u>

注 総合支援資金(生活支援費)については、原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件

償還免除について：今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

放課後児童クラブ等の体制強化等

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスの対応に係る財政支援

所要額(予備費) : 9,998,940千円

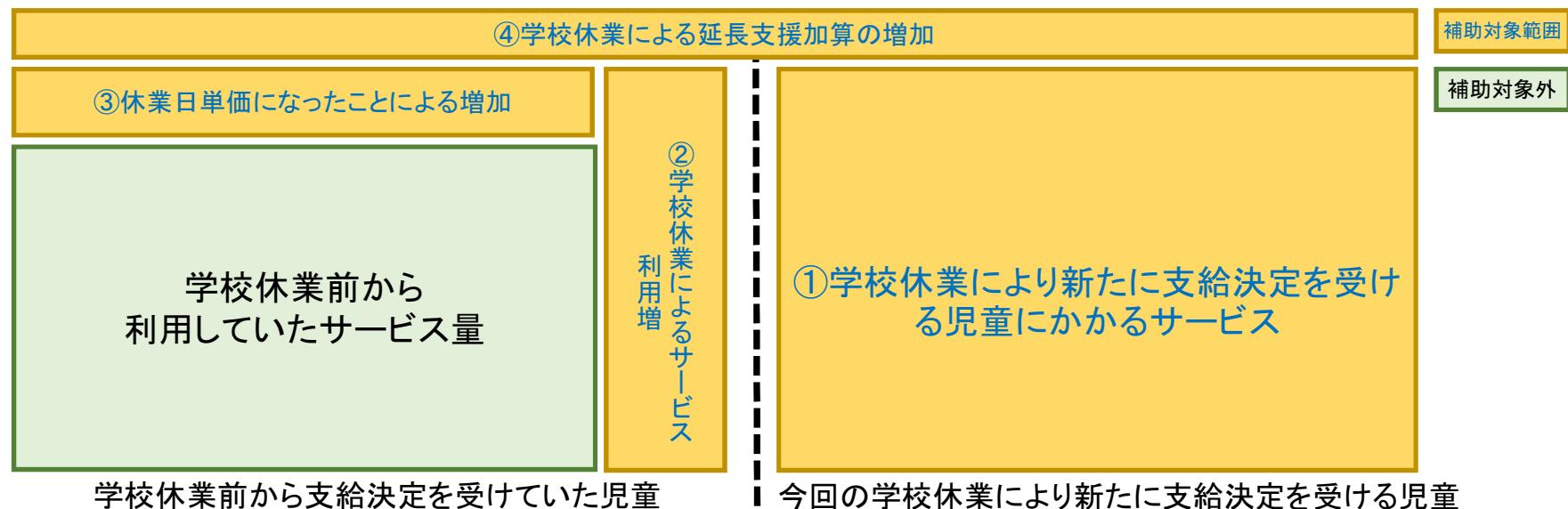
特別支援学校等の一斉臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用の増が見込まれることから、
追加的に生じたサービス分に係る利用者負担及び地方負担に係る部分について国費により補助する。

【対象となる経費】

- ①今般の学校休業に伴い新たに支給決定を受けた児童のサービス利用に係る報酬
- ②今般の学校休業前から支給決定を受けていた児童について、学校休業によりサービス利用の増が生じ增加した報酬
- ③今般の学校休業前から利用していたサービスについて報酬単価が平日単価から休業日単価に切り替わることにより増加した報酬
- ④事業所が午前中など営業時間前に支援を行って延長支援加算を算定したことにより増加した報酬

【予算規模】

100億円(事業規模193億円のうち、利用者負担分を除いた187億円の1/2にあたる93億円については、障害児入所施設等国庫負担金による通常の国1/2負担分により対応するため、所要額は利用者負担分と地方負担をあわせた100億円)



テレワーク等の推進

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
- 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、令和2年3月9日から申請の受付を開始した。
- 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行った取組については、交付決定を行う前であっても、特例として助成の対象とすることとする。
※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

	テレワークの特例コース	職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入に係る支援

所要額（既定経費）：99,649千円

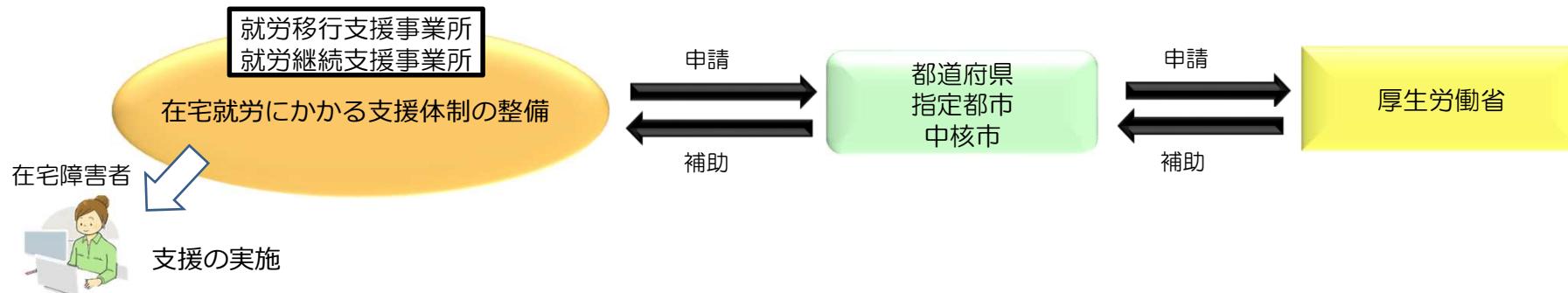
新型コロナウイルスの感染予防の観点から、
就労移行支援事業所、就労継続支援事業所を利用する**障害者の在宅就労・在宅訓練を促進させるため、テレワークの導入を支援する。**
在宅就労の実施に必要な以下の費用について補助する。

- ◎タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア
- ◎クラウドサービス
- ◎導入設定、導入研修
- ◎ソフトウェア
- ◎保守・サポート費
- ◎セキュリティー対策 など

<実施主体、補助率>

実施主体 都道府県・指定都市・中核市

補助率 10/10（定額）



(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度
(中小企業:2/3 大企業:1/2)

- 雇用調整助成金の助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化。
- 更に、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げるほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする。

第1弾（2月14日～）	第2弾（3月10日～）	
	一般的な場合	活動の自粛を要請している地域（一定期間内）※現時点では北海道
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 ※2月28日に先行拡充済	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	4/5（中小）、2/3（大企業）
計画届の事後提出を認める（1月24日～3月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで） ※2月28日に先行拡充済	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

強力な資金繰り対策

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するため、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設し、日本政策金融公庫で貸付を実施する。

制度の概要

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近影響を受けた1ヶ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 資金使途：設備資金、運転資金
※運転資金については、振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者が必要とするものに限る。
- ③ 貸付限度額：別枠6,000万円
- ④ 担保：無担保
- ⑤ 貸付利率：基準利率
ただし、当初3年間は3,000万円を上限に基準利率-0.9%、4年目以降基準利率
※ 基準利率 1.36%(令和2年3月2日現在、貸付期間5年の場合)
- ⑥ 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑦ 据置期間：5年以内(設備資金、運転資金)

特別利子補給の実施

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者で、一定の要件を満たす者に対して、借入後3年間の利子補給を実施し、実質無利子化する。

- ① 適用対象：「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った生活衛生関係営業者のうち、以下の要件を満たす方
 - ア. 個人事業主(小規模に限る)：要件なし
 - イ. 小規模事業者(法人に限る)：売上高▲15%
 - ウ. 中小企業者(上記アイを除く)：売上高▲20%
- ② 利子補給：借入後3年間、3,000万円を上限に発生した利息を全額利子補給する。

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付の拡充(新型コロナウイルス対策衛経)

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(通称:衛経融資)制度は、都道府県生活衛生営業指導センター等の実施する経営指導を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で貸付を実施するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活衛生関係営業を営む小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施。

〈新型コロナウイルス対策特枠〉

① 貸付対象者: 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高が5%以上減少した生活衛生関係営業を営む小規模事業者 ※生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者。

② 資金使途: 設備資金、運転資金

③ 貸付限度額: 別枠1,000万円

④ 貸付利率: 経営改善利率

ただし、当初3年間は経営改善利率-0.9%、4年目以降経営改善利率

※ 経営改善利率 1.21%(令和2年3月2日現在)

⑤ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内

⑥ 据置期間: 設備資金4年以内、運転資金3年以内

⑦ 担保等: 担保・保証人は不要

⑧ 経営指導: 原則6ヶ月以上、都道府県生活衛生営業指導センター等の経営指導を受けていること

〈本体枠〉

① 貸付限度額: 2,000万円

② 貸付利率: 経営改善利率 ※ 経営改善利率 1.21%(令和2年3月2日現在)

③ 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内

④ 据置期間: 設備資金2年以内、運転資金1年以内

(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

(独)福祉医療機構における新型コロナウイルスに係る福祉医療貸付の拡充

感染症等当該施設の責に帰することができない事由により、機能停止等になった医療・福祉事業者に対する長期運転資金・経営資金の優遇融資について、**感染症等に新型コロナウイルスを追加**(従来は新型インフルエンザのみ)。

この融資を利用できる具体例

- 施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合。
- 施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営が縮小した場合。
- 新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体等からの要請を受けて、休業をした場合。

福祉貸付	優遇融資	(参考)通常融資	医療貸付	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	<u>100%</u>	70~80%	融資率	<u>100%</u>	70~80%
限度額	なし(無担保6,000万円)	なし	限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4千万円(無担保3億円)	老健1千万円、診療所300万円
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで:無利子 3,000万円超の部分は0.200% <u>《6年目以降》0.200%</u>	0.801%	貸付利率	当初5年間 1億円まで:無利子 1億円超の部分は0.200% <u>《6年目以降》0.200%</u>	0.801%
償還期間	10年以内	1年以上3年以内	償還期間	<u>10年以内</u>	1年以上3年以内
据置期間	<u>5年以内</u>	6ヶ月以内	据置期間	<u>5年以内</u>	6ヶ月以内

※既往貸付金については、最大6か月を限度として返済猶予のご相談に応じております。

(4)事態の変化に即応した緊急措置等

WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出

公衆衛生危機への対応強化の支援

所要額：5,060,000千円

事業背景

- 2020年1月に中国武漢市で新型コロナウイルス感染症が発生し、WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態である旨の宣言（PHEIC(フェイク)宣言（※））を2020年1月31日に発出。
- その感染はアジアだけでなく世界各国に広がっており、終息のめどがたっていない。

※ Public Health Emergency of International Concernの略。

PHEICは国際保健規則(International Health Regulations IHR) (2005)に基づき、IHR緊急委員会の提言を受け、WHO事務局長が宣言する①疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態、②緊急に国際的対策の調整が必要な事態を指す。

事業概要

本経費は、中国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症対策のために、WHOからの支援要請に基づき、WHOの健康危機プログラムへ拠出し、緊急に支援を実施するもの。

具体的には、医療専門家の派遣による医療従事者への検査器等の使用方法に関する技術的な指導、円滑な医薬品・機材供給のための計画策定支援等の施策を内容とするもの。

積算根拠

WHOが新型コロナウイルスの感染拡大リスクが高いとしている国のうち、特に日本への新たな流入及び感染拡大を防止する上で、支援が必要な国に対する所要額。

$$46\text{M}\text{ドル} \times \text{令和元年度支出官レート (110円)} = 5,060,000\text{千円}$$

感染症発生動向等の把握

所要額：449,418千円

事業背景

- 2020年1月に中国武漢市で新型コロナウイルス感染症が発生し、WHOが国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態である旨の宣言（PHEIC(フェイク)宣言（※1））を2020年1月31日に発出。
- その感染はアジアだけでなく世界各国に広がっており、終息のめどがたっていない。

※1 Public Health Emergency of International Concernの略。

PHEICは国際保健規則(International Health Regulations IHR) (2005)に基づき、IHR緊急委員会の提言を受け、WHO事務局長が宣言する①疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態、②緊急に国際的対策の調整が必要な事態を指す。

事業概要

本経費は、中国武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症対策のために、国際保健規則（IHR）（※2）遵守に係るコアキャパシティー確保の支援（改正IHR実施支援等事業）や専門家派遣を通じた現地支援（感染症地域対応事業（GOARN））を通じて、新型コロナウイルス感染症に関する情報を的確に把握できる体制を整備し、迅速な情報入手を可能にするもの。

※2 疾病の国際的伝播を防止するために設けられた規則で、原因を問わず、国際的な公衆衛生上の脅威となり得る全ての事象を世界保健機関（WHO）に通告することを定めている。各国からの通告は、機密情報として他の加盟国に共有されることになっている

積算根拠

令和元年度当初予算のうち

$$\text{①改正IHR実施支援等事業 (382,767千円)} + \text{②感染症地域対応事業 (GOARN) (66,651千円)} = 449,418\text{千円}$$